

# 世田谷区登録事業者「イマココ・クリエイト」の さんさんサポートサービス 説明書

本書は、お客様(甲) \_\_\_\_\_ のお子さんの健やかな成長を願い、株式会社イマココ・クリエイトのスタッフ(乙) \_\_\_\_\_ が提供する「さんさんサポートサービス(以下、「本サービス」)」についての説明書です。

1. 本サービスにおいて、乙が甲に提供するの以下のお手伝いです(以下「サポート」とする。)
  - (1) 日常生活の家事 調理、食事介助、日常の買い物・掃除・片付け・洗濯 (補修を除く)  
乙ができない事・・・大掃除、転居補助、窓拭き、換気扇掃除、植木やペットの世話、漂白など劇薬を使用する作業や高温環境での作業、甲の看病など。
  - (2) 日常生活の育児 健康な新生児乳幼児の世話全般  
乙ができない事・・・37.5度以上の発熱や下痢嘔吐や咳鼻水等の症状がある児の世話  
特別な配慮が必要なお子さん世話、甲のお子さん以外の子や他の家族の世話等。  
なお、特別な配慮が必要なお子様や、お母様やお子様の看病・シッティング等をご希望の場合は弊社別サービス「ナーシングドゥーラサポート」をご利用ください。
2. サポートのご利用は、世田谷区内のご自宅で、甲と、甲のお子さんが同席時に限ります。
3. 乙は、甲により指示されたサポートを行います。

## 第2条 (利用料金)

- 1 甲は、乙に対し、利用料金を「世田谷区さんさんサポート利用券」により当日事前に支払うものとし、一枚の利用券で2時間のサポートが利用できます。利用券2枚で一回につき4時間まで利用できますが、事前予約が必要です。延長はできません。お子さんは兄弟姉妹に限り2名まで同席可能です。お子さん1人につき3回までのご利用が可能です。
- 2 利用券の紛失等の場合で当日事前に受け渡しができない場合は、当日のサポートはご利用いただけられないものとし、乙は退席し、第4条のキャンセル扱いとなります。
- 3 利用券の使い方については、世田谷区の子ども家庭課子育て支援担当  
電話番号 03-5432-2569 ファクシミリ 03-5432-3081 にお願ひします。

## 第3条 (交通費等)

- 1 交通費はさんさんサポート利用券に含まれます。
- 2 サポートにかかる物品食材等は全て、甲の負担となります。事前にご用意ください。

## 第4条 (キャンセル及び日程変更の扱い)

甲が前日17:00以降にキャンセル及び日程変更をされた場合は、甲は、乙に対し、キャンセル料として全額の料金(5,000円/時換算)をご予約日にお支払い頂きます。その場合の振込先は以下です。

- 三菱東京UFJ銀行 深川支店 普通 0487749 カイマココクリエイト
- ゆうちょ銀行 記号10030 番号10570651 カイマココ クリエイト

なお、乙の突然の体調不良、家族の急病、災害発生時や交通機関の不通等やむを得ない事情によりサポートが当日ご提供できない場合もまれにあることをご了解ください。

## 第5条 (感染症への対応)

- 1 甲及び乙は、自分自身あるいは家族に、下記に定める感染症、もしくはその疑いがある場合は、

公衆衛生法に則り、サポートは実施いたしません。

インフルエンザ、百日咳、麻疹（はしか）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風疹（3日ばしか）、水疱（水ぼうそう）、咽頭結膜熱（プール熱）、結核、流行性嘔吐下痢症、手足口病など。

2 甲及び乙は、サポート実施日より3日以内に、甲自身及びその家族、あるいは乙自身が、上記感染症を発症した場合、相手方に対し、その旨を連絡するものとします。

#### 第6条（事故発生時の損害賠償）

1 乙は、サポート時には善良な管理者としての注意義務をもってその業務を行います。

2 甲は、事故が発生しないようサポート場所には危険物のないよう十分配慮します。

3 乙が、サポートにあたり、赤ちゃん等のアレルギー、持病など特殊な事情により事故が発生した場合でも、その特殊事情と乙がそれに関して配慮すべき行動等につき、甲が事前に書面で乙に伝えていない場合は、乙は、その責任は負いません。

4 万一、乙の責めに帰すべき理由によって事故が発生した場合、乙は、加入している損害保険契約に基づいて支払われる保険金をもって、その損害を補填するものとし、損害賠償金額は、同保険金金額をもって限度とします。

#### 第7条（個人情報の取り扱い）

乙は、甲より取得した個人情報を適切に管理し、以下の場合を除き第三者に提供開示をしません。

1. 乙の顧客管理またはサービス向上のため社内秘として扱う場合。
2. 甲の同意を得た場合。
3. 法令により開示が求められた場合。
4. 児童福祉法、児童虐待防止法などにより乙に通告義務が発生する場合。

#### 第8条（紛争解決）

1 本契約に定めのない事項につき紛争が生じた場合、双方が誠意をもって協議します。

2 本契約に関する準拠法は日本法とし、これに関する紛争は、（東京地方裁判所／本契約上のご利用者様の住所を管轄する地方裁判所）を第一審の専属管轄裁判所とします。

以上、世田谷区登録事業者「イマココ・クリエイト」の さんさんサポートサービスについて説明を受け了解したので利用を申込みます。

お客様(甲) \_\_\_\_\_ 平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

郵便番号 \_\_\_\_\_ 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_ 緊急連絡先（契約者以外） \_\_\_\_\_

スタッフ(乙) 135-0046 東京都江東区牡丹 1-9-4-101

株式会社イマココ・クリエイト 担当 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

